

第6章 防災指針

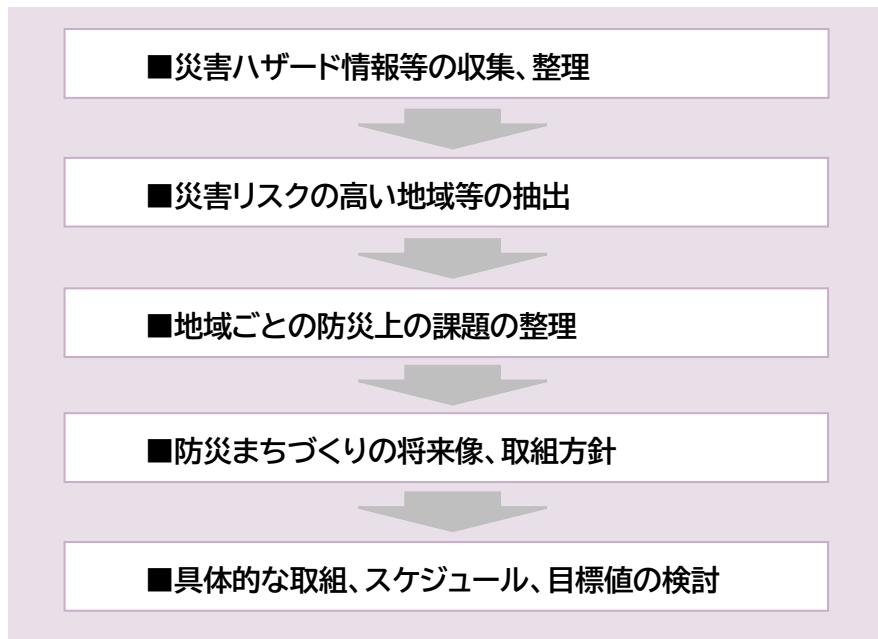
第6章 防災指針

1. 防災指針の概要

近年、全国各地で頻発・激甚化している自然災害に対応するため、防災とまちづくりが連携した取り組みの重要性が高まっています。それらの課題を踏まえ、令和2（2020）年の都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置づけられました。

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、災害ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる、都市の防災に関する機能確保を図るための指針です。本市の防災に関する計画である「坂戸市国土強靱化地域計画」や「坂戸市地域防災計画」とも整合を図りながら定めるものです。

【防災指針のフロー】



2. 災害リスクの高い地域の抽出

本市で想定される災害ハザード情報について、住宅の分布や避難所、病院や福祉施設等の都市情報と重ね合わせ、災害リスクの高い地域等を抽出するための分析を行います。

なお、洪水浸水想定区域（浸水深）および、洪水浸水想定区域（浸水継続時間）については、市民に広く周知されている坂戸市防災マップで用いている、国管理河川及び県管理河川の想定最大規模を重ね合わせ分析を行います。

災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ及び分析の視点は以下のとおりです。

【災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせと及び分析の視点】

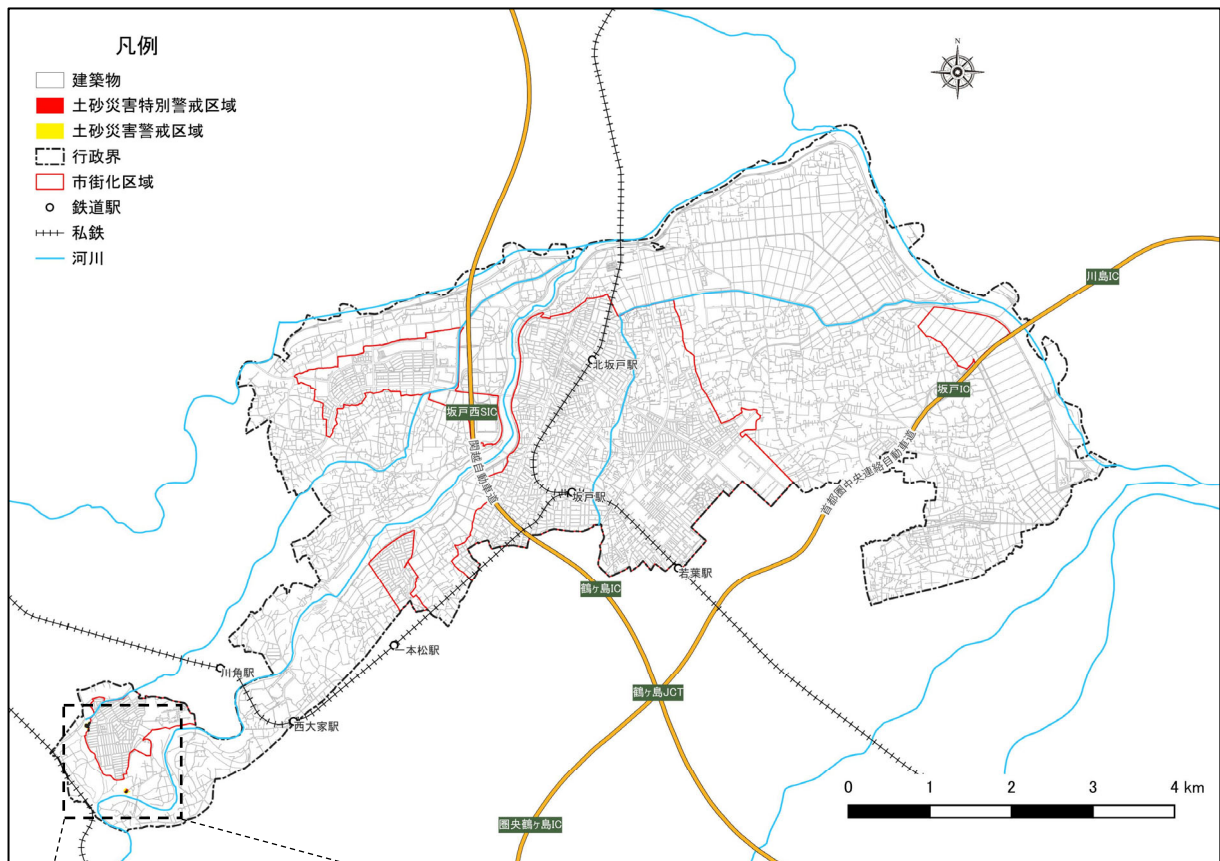
災害ハザード情報		都市情報	分析の視点
土砂	土砂災害(特別)警戒区域	住宅分布	■住宅等の損壊の危険性
	大規模盛土造成地	建物分布	■地震時の建物倒壊の危険性
洪水	洪水浸水想定区域(浸水深)	住宅階数	■垂直避難が困難な可能性
		避難施設	■避難施設の活用の可能性
		都市機能	■高齢者福祉施設・医療施設の継続利用の可能性
	洪水浸水想定区域(浸水継続時間)	緊急輸送道路	■災害時の活用の可能性
		住宅分布	■長期にわたる孤立の可能性
		避難施設	■長期にわたる孤立の可能性
		都市機能	■長期にわたる孤立の可能性
	家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)	木造住宅分布	■木造住宅の倒壊の危険性
	家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食)	建物分布	■建物の倒壊・流出の危険性
内水	洪水・内水浸水実績区域	建物分布	■建物の浸水の可能性
地震	液状化	建物分布	■地震時の建物倒壊の危険性
	建物倒壊危険度	緊急輸送道路	■災害時の活用の可能性

3. 災害ハザード情報と都市情報の重ね合わせ

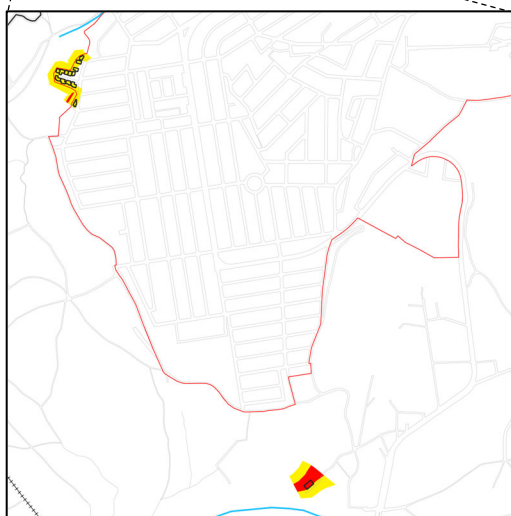
①土砂災害（特別）警戒区域×住宅分布

市内の土砂災害警戒区域内に立地する住宅は 13 棟で、そのうち土砂災害特別警戒区域に 1 棟の住宅が立地しており、土砂災害が発生した場合、住宅の損壊の危険性があります。

【土砂災害（特別）警戒区域と住宅分布の重ね図】



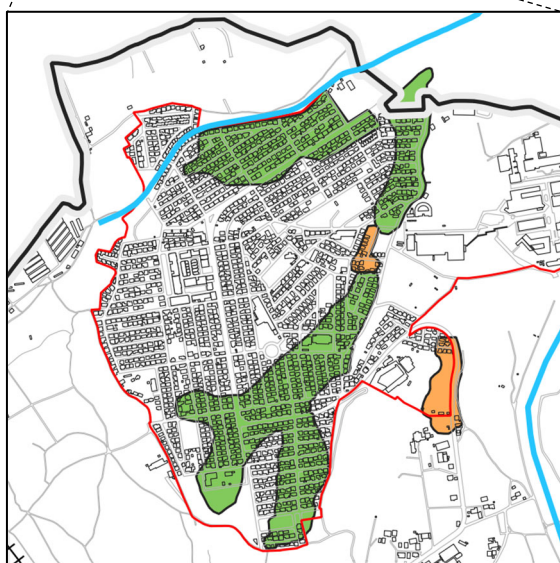
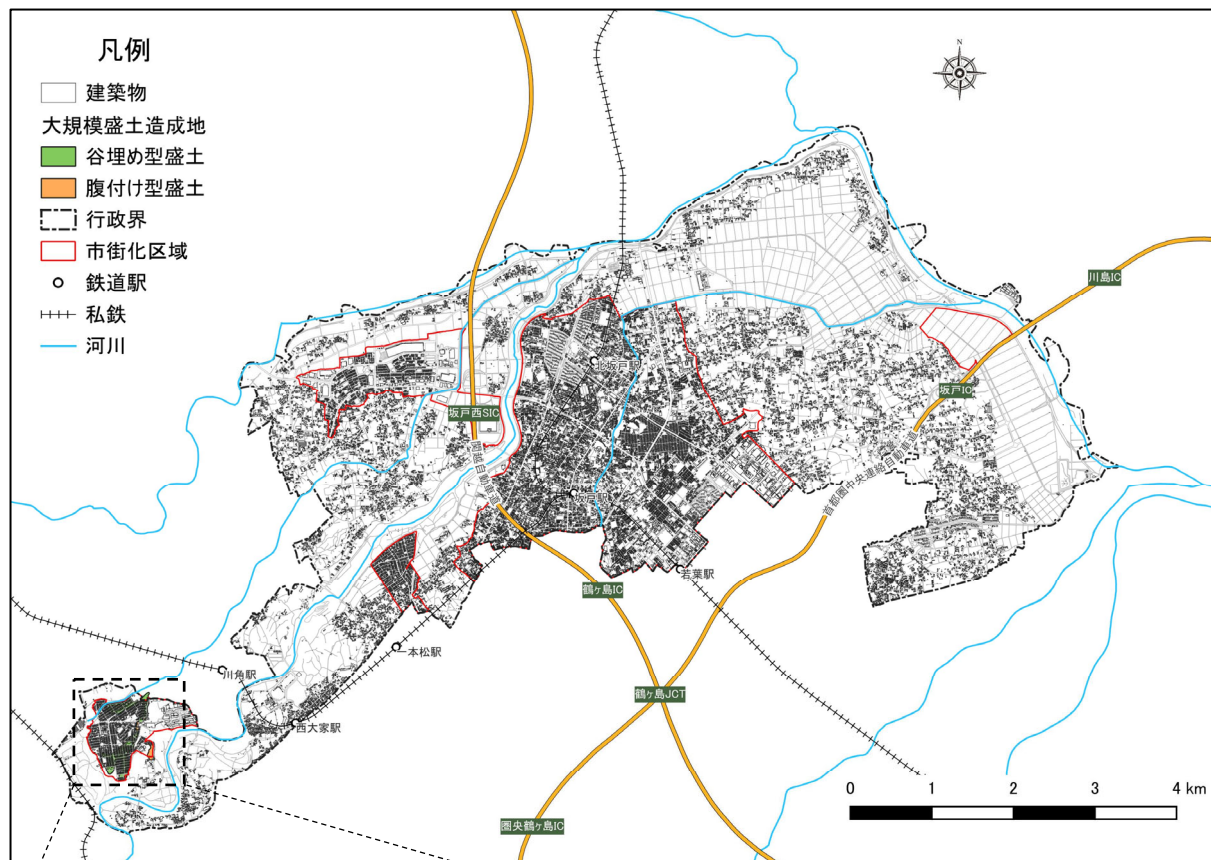
出典：坂戸市資料、基盤地図情報(基本項目)



②大規模盛土造成地×建物分布

大規模盛土造成地内の住宅は 653 棟となっています。そのうち谷埋め型盛土造成地に 629 棟、腹付け型盛土造成地に 24 棟の住宅が立地しています。

【大規模盛土造成地と住宅分布の重ね図】



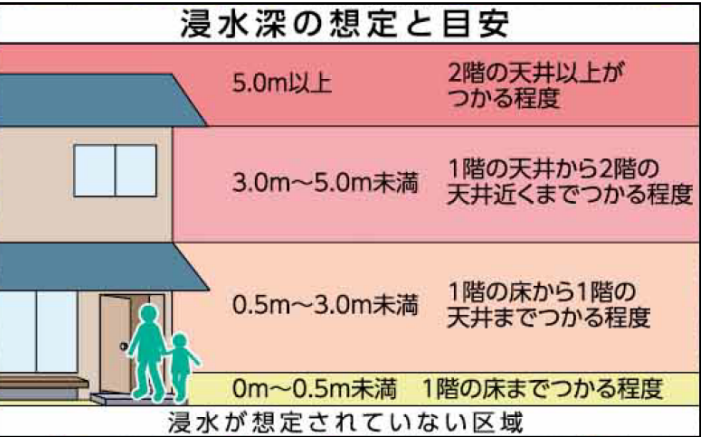
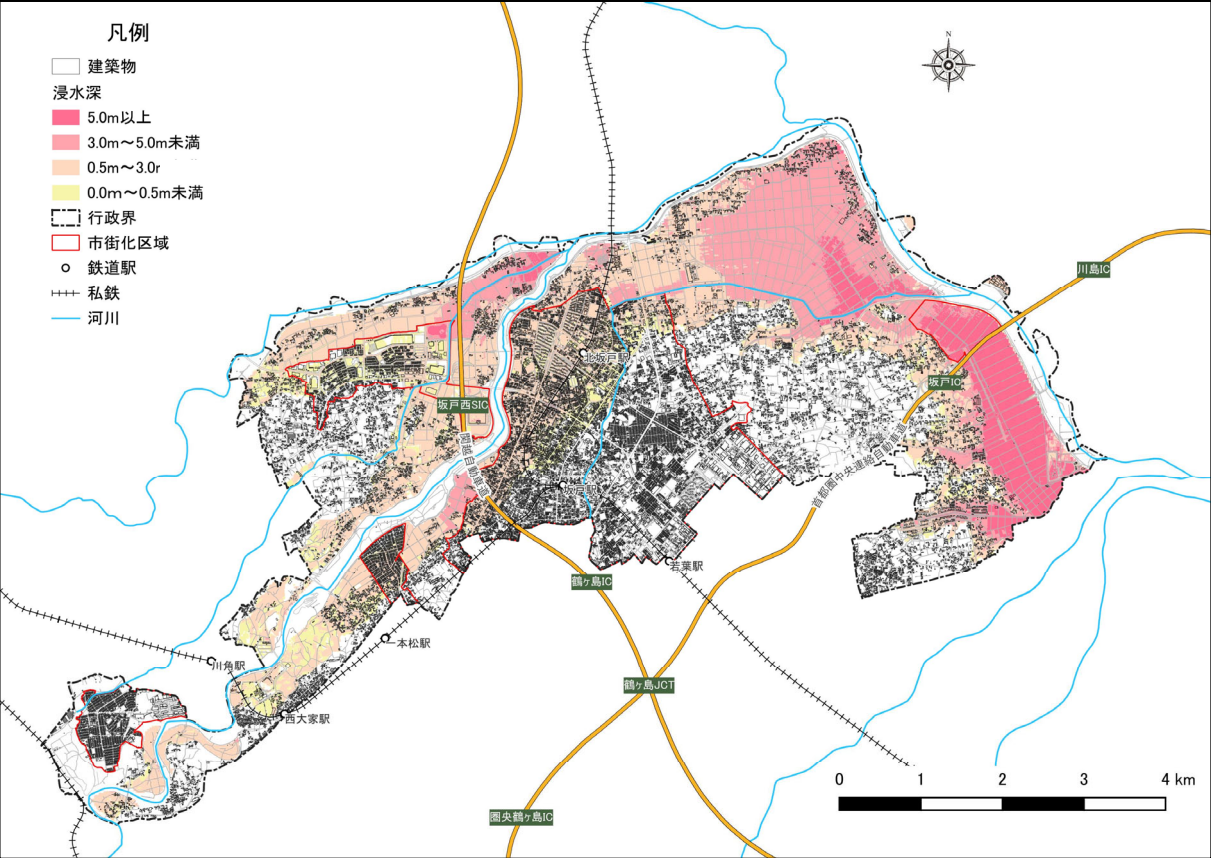
出典：坂戸市資料、基盤地図情報（基本項目）

③洪水浸水想定区域（想定最大規模）（浸水深）×住宅階数

坂戸市防災マップで用いられている、国管理河川及び県管理河川における想定最大規模降雨の洪水浸水想定において、垂直避難が困難な住宅は市内に 761 棟あります。

そのうち、市街化区域内における垂直避難が困難な住宅は 206 棟となっており、末広町や伊豆の山町、溝端町、泉町、泉町二・三丁目、中富町、鶴舞一・二・三・四丁目、にっさい花みず木二丁目に多くあります。

【洪水浸水想定区域（想定最大規模）と住宅階数の重ね図】

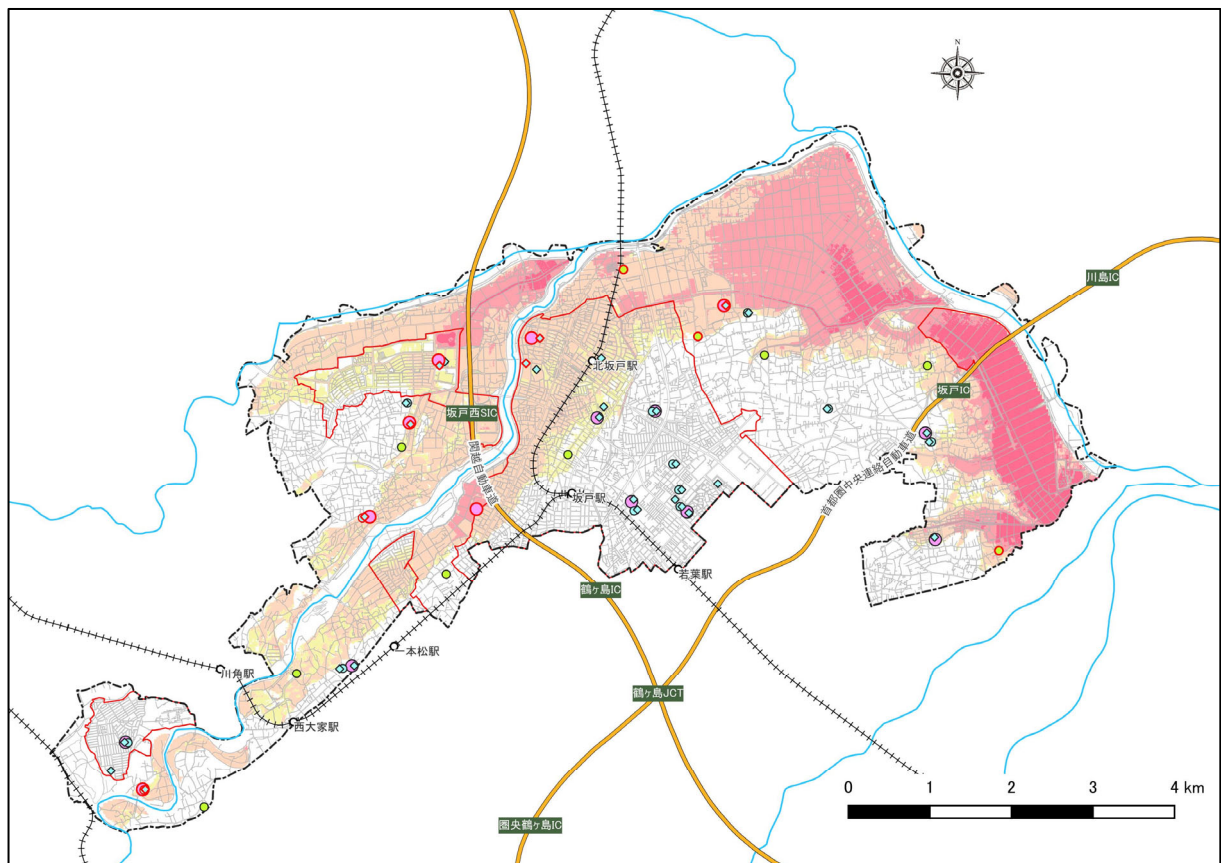


出典:坂戸市防災マップ、基盤地図情報(基本項目)

④洪水浸水想定区域（想定最大規模）（浸水深）×避難施設

浸水深が 0.3m以上になると自動車の走行が困難と想定されています。国管理河川及び県管理河川における想定最大規模降雨の洪水浸水想定において、浸水深の区分である 0.5m以上の浸水深が想定される区域には避難所が 2 か所、避難場所が 7 か所、福祉避難所が 3 か所、地域防災拠点（浸水深0.5m以上）が 7 か所立地しています。

【洪水浸水想定区域（想定最大規模）と避難施設の重ね図】



出典: 坂戸市防災マップ、坂戸市資料

凡例	
○ 避難所(洪水)	浸水深 5.0m以上
◇ 浸水深0.5m以上に立地する避難所(洪水)	3.0m～5.0m未満
◇ 避難場所(洪水)	0.5m～3.0m未満
◇ 浸水深0.5m以上に立地する避難場所(洪水)	0.0m～0.5m未満
● 福祉避難所	行政界
● 浸水深0.5m以上に立地する福祉避難場所	市街化区域
● 地域防災拠点	○ 鉄道駅
● 浸水深0.5m以上に立地する地域防災拠点	+++ 私鉄
	— 河川

※浸水深と医療施設の機能低下との関係

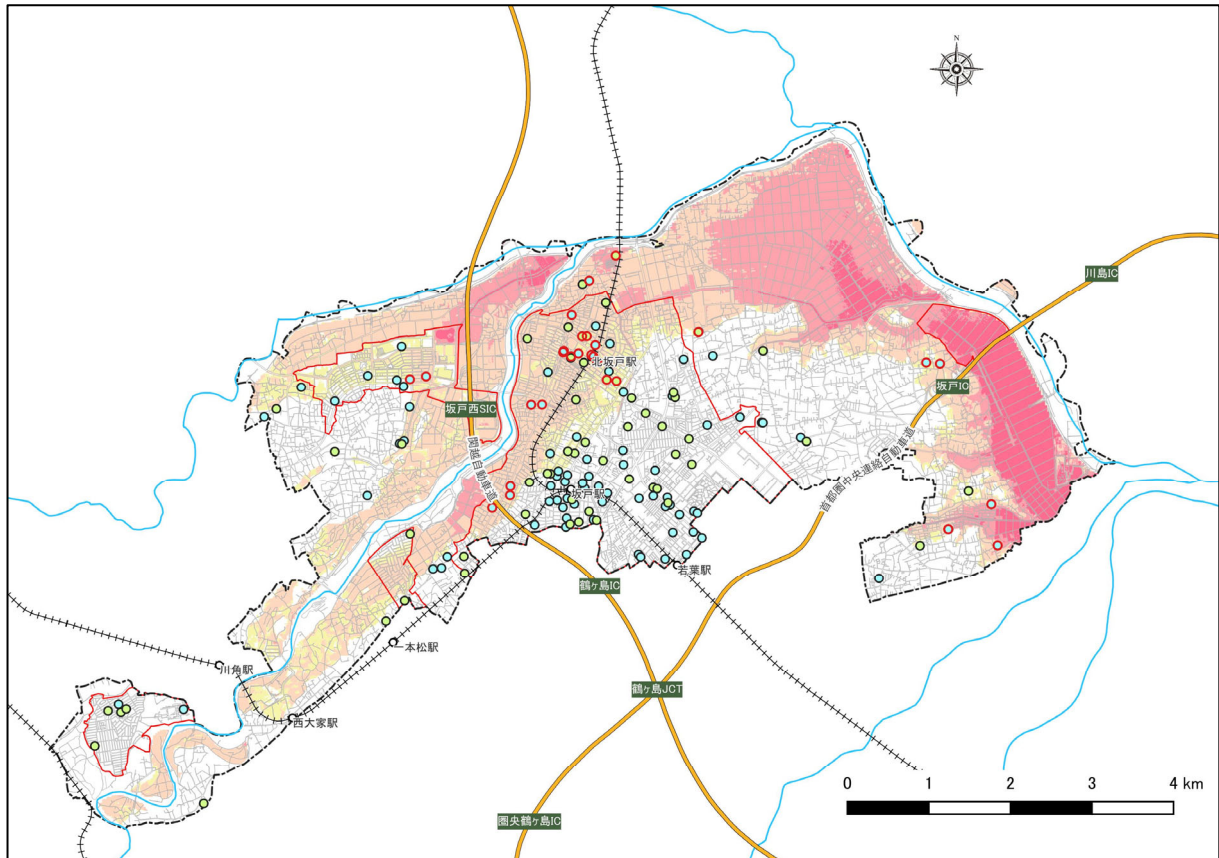
- 0.3m: 自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水位
- 0.5m: 徒歩による移動困難、床上浸水
- 0.7m: コンセントに浸水し停電(医療用電子機器等の使用困難)

出典: 水害の被害指標分析の手引き(平成 25(2013)年試行版)(国土交通省)

⑤洪水浸水想定区域（想定最大規模）（浸水深）×都市機能（高齢者福祉施設・医療施設）

浸水深が 0.3m以上になると自動車の走行が困難と想定されています。国管理河川及び県管理河川における想定最大規模降雨の洪水浸水想定において、浸水深の区分である 0.5m以上の浸水深が想定される区域には高齢者福祉施設が 20 か所、医療施設が 29 か所立地しています。

【洪水浸水想定区域（想定最大規模）と都市機能の重ね図】



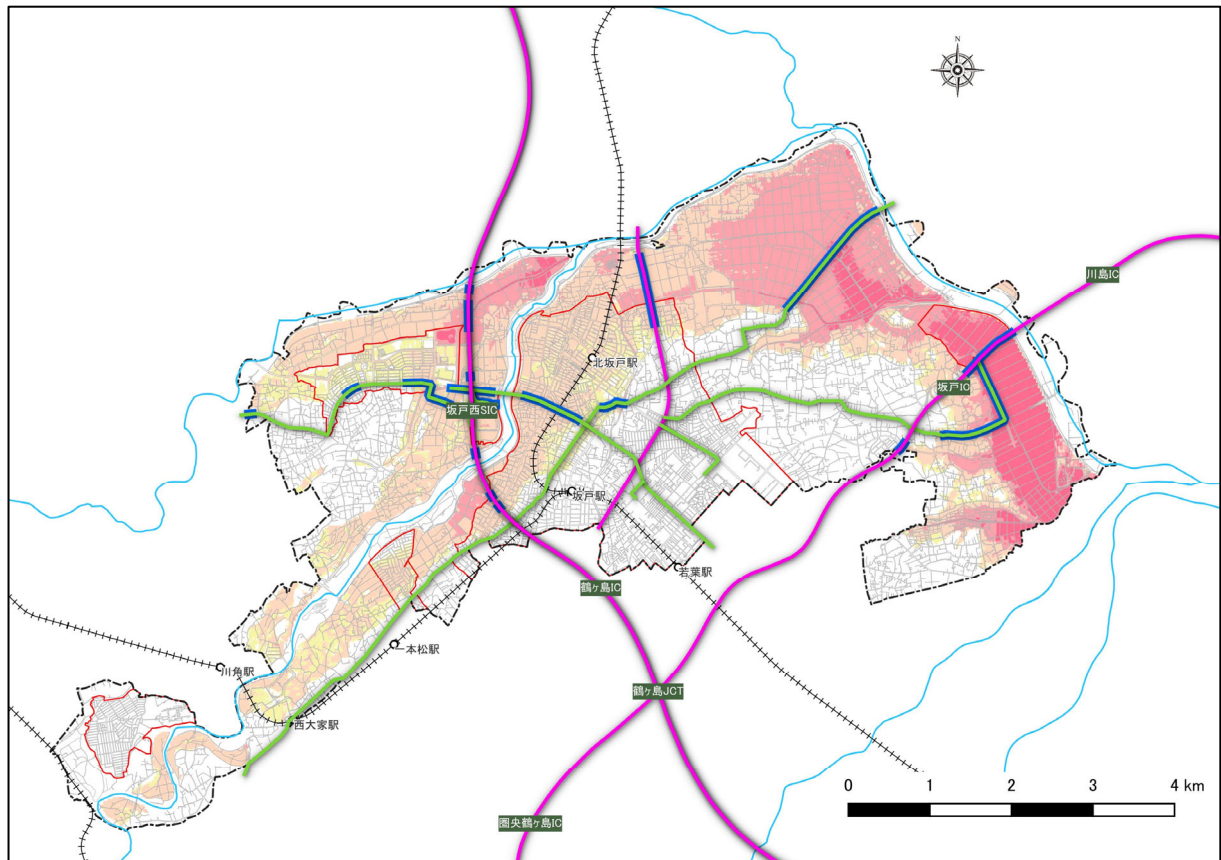
凡例	
●	医療施設
●	高齢者福祉施設
●	浸水深0.5m以上に立地する施設
浸水深	
■	0.0m～0.5m未満
■	0.5m～3.0m未満
■	3.0m～5.0m未満
■	5.0m以上
---	行政界
□	市街化区域
○	鉄道駅
+++	私鉄
—	河川

出典:坂戸市防災マップ、坂戸市資料

⑥洪水浸水想定区域（想定最大規模）（浸水深）×緊急輸送道路

浸水深が 0.3m 以上になると自動車の走行が困難と想定されています。国管理河川及び県管理河川における想定最大規模降雨の洪水浸水想定において、浸水深の区分である 0.5m 以上の浸水深が想定される区域には第一次特定緊急輸送道路である国道 407 号や関越自動車道、首都圏中央連絡自動車道の一部区間が含まれています。

【洪水浸水想定区域（想定最大）と緊急輸送道路の重ね図】



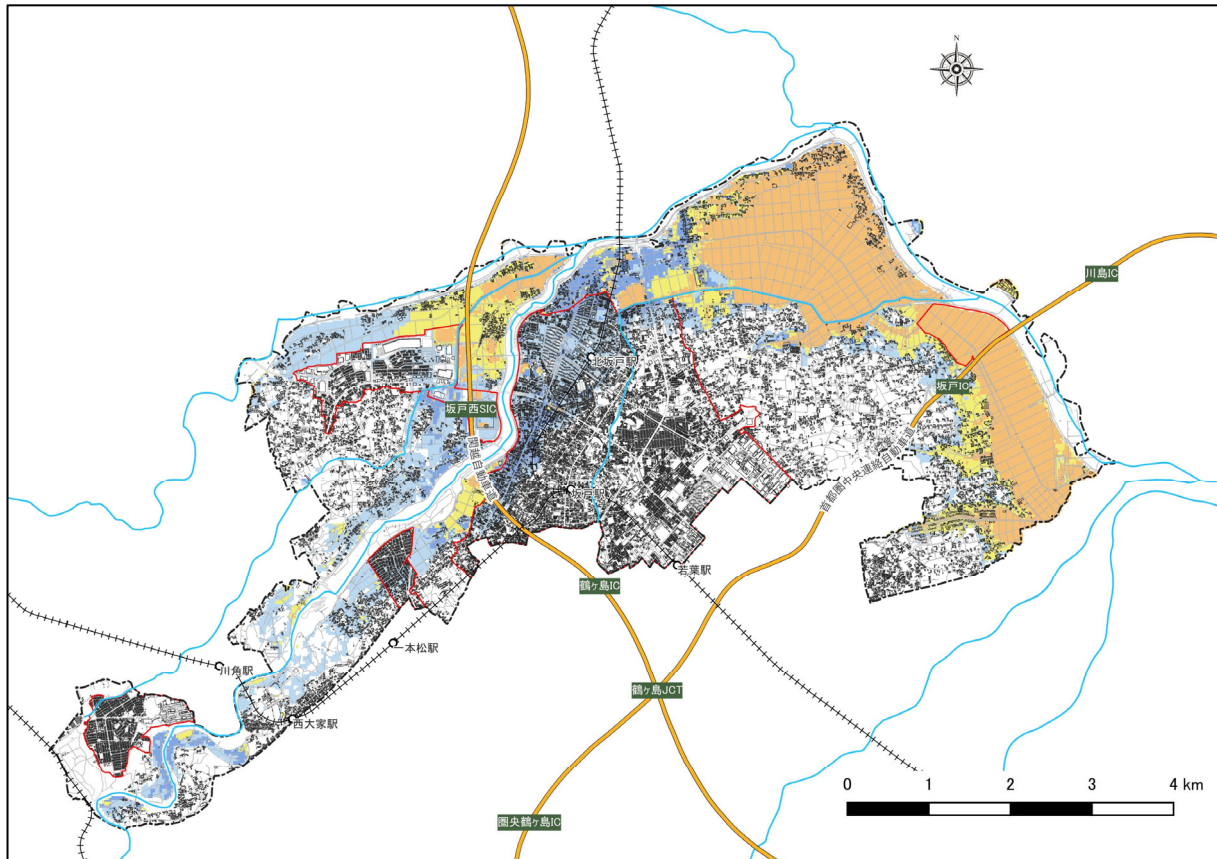
出典：坂戸市防災マップ、坂戸市資料

凡例	
緊急輸送道路	行政界
第一次特定緊急輸送道路	市街化区域
第二次緊急輸送道路	鉄道駅
浸水深0.5m以上に立地する道路	私鉄
浸水深	河川
5.0m以上	
3.0m～5.0m未満	
0.5m～3.0m未満	
0.0m～0.5m未満	

⑦洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×住宅分布

飲料水や食料等の不足により、健康障害の発生や生命の危機の可能性があるとされる、浸水継続時間 3 日以上 の区域に住宅が 303 棟あり、島田や赤尾に多くみられます。

【浸水継続時間と住宅分布の重ね図】



凡例	
	建築物
浸水継続時間	
	3日～1週間未満の区域
	1日～3日未満の区域
	12時間～1日未満の区域
	12時間未満の区域
	行政界
	市街化区域
	鉄道駅
	私鉄
	河川

出典：坂戸市防災マップ、坂戸市資料、基盤地図情報（基本項目）

※災害に備えた飲料水や食料の備蓄量

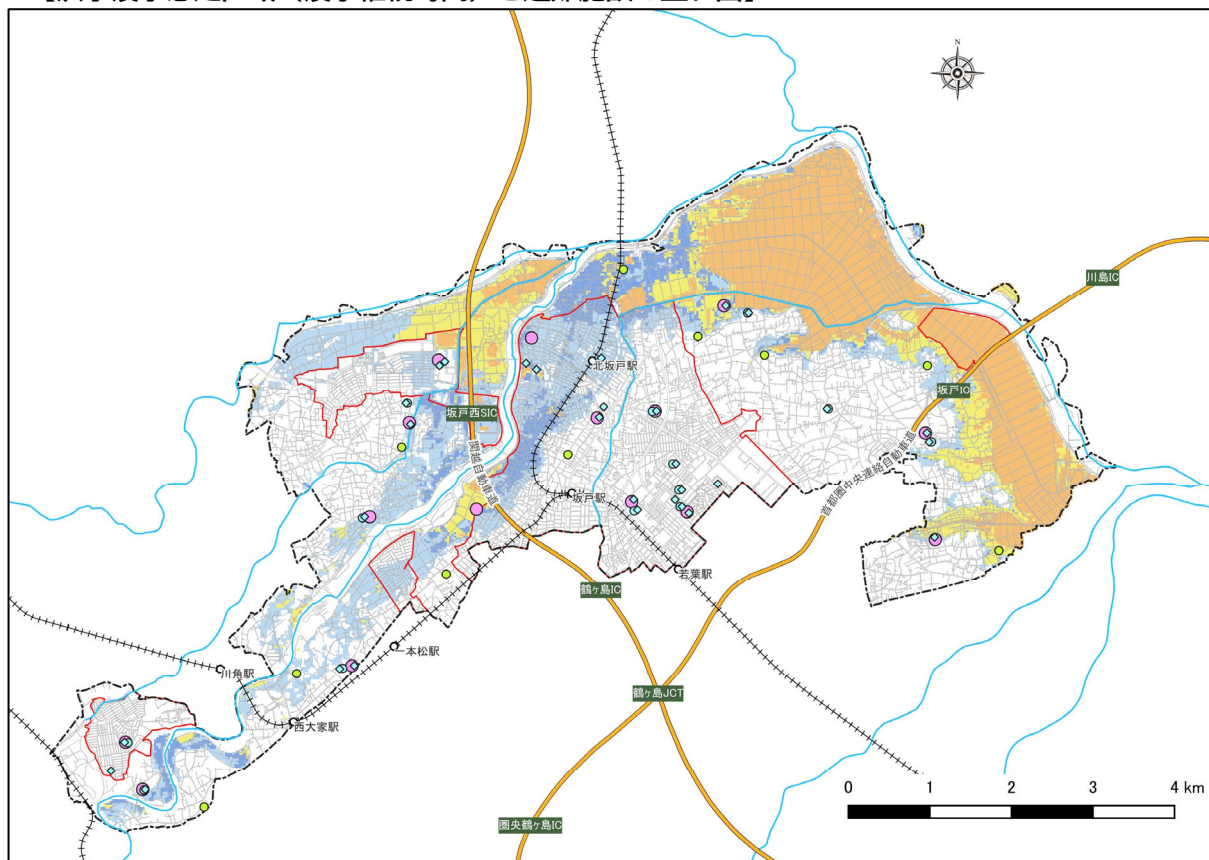
大規模な水害が発生すると、上下水道、電気、ガス等のライフラインの機能が停止するおそれがある。各家庭における飲料水や食料等の備蓄は 3 日分以内の家庭が多いものと推察され、3 日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康障害の発生や最悪の場合は生命の危機が生ずるおそれがある。

出典：水害の被害指標分析の手引き（平成 25（2013）年試行版）
（国土交通省）

⑧洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×避難施設

浸水継続時間 3 日以上の区域に避難施設は立地していません。

【洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と避難施設の重ね図】



出典: 坂戸市防災マップ、坂戸市資料

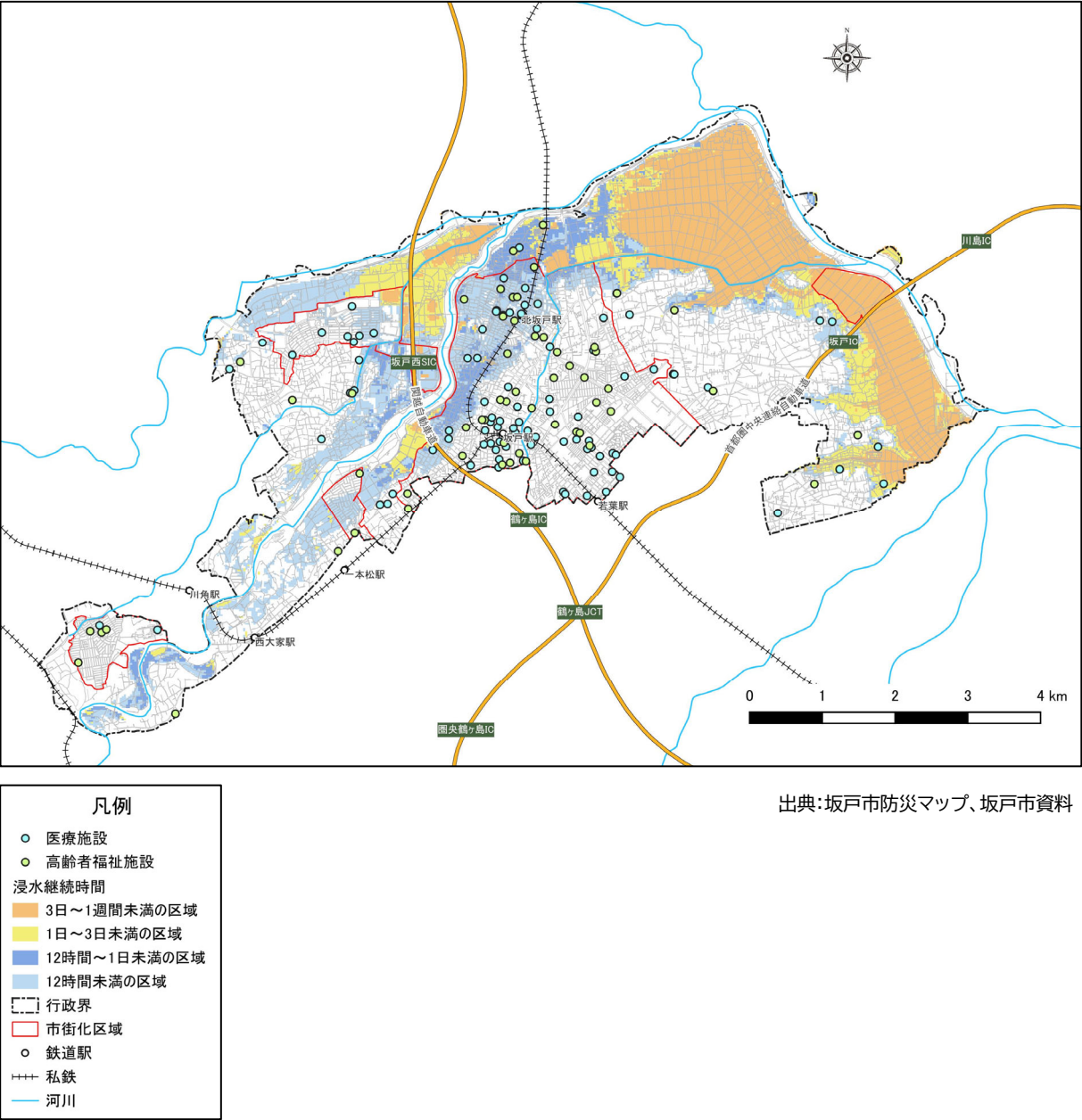
凡例

- | | |
|----------------|---------|
| ● 避難所(洪水) | □ 行政界 |
| ◆ 避難場所(洪水) | ■ 市街化区域 |
| ● 福祉避難所 | ○ 鉄道駅 |
| ● 地域防災拠点 | +++ 私鉄 |
| 浸水継続時間 | — 河川 |
| ■ 3日～1週間未満の区域 | |
| ■ 1日～3日未満の区域 | |
| ■ 12時間～1日未満の区域 | |
| ■ 12時間未満の区域 | |

⑨洪水浸水想定区域（浸水継続時間）×都市機能（高齢者福祉施設・医療施設）

浸水継続時間 3 日以上の区域に都市施設は立地していません。

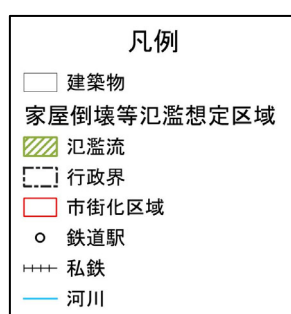
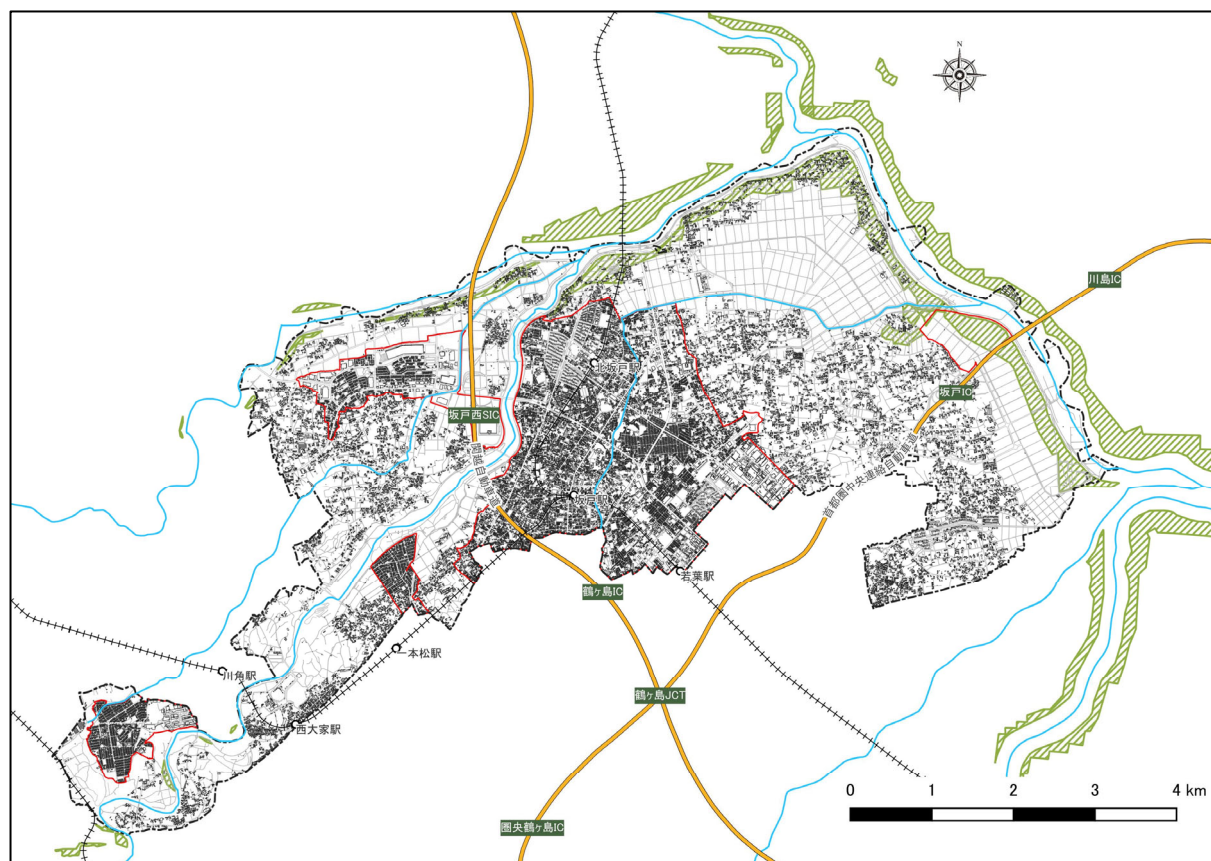
【洪水浸水想定区域（浸水継続時間）と都市機能の重ね図】



⑩家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）×木造住宅分布

河川堤防の決壊により発生する氾濫流によって、木造住宅が倒壊するおそれのある区域内に、265 棟の木造住宅が立地しています。

【家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）と木造住宅分布の重ね図】



出典：洪水浸水想定区域図(荒川上流河川事務所)、
洪水浸水想定区域図(埼玉県県土整備部河川砂防課)、
基盤地図情報(基本項目)

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

防災指針

第7章

第8章

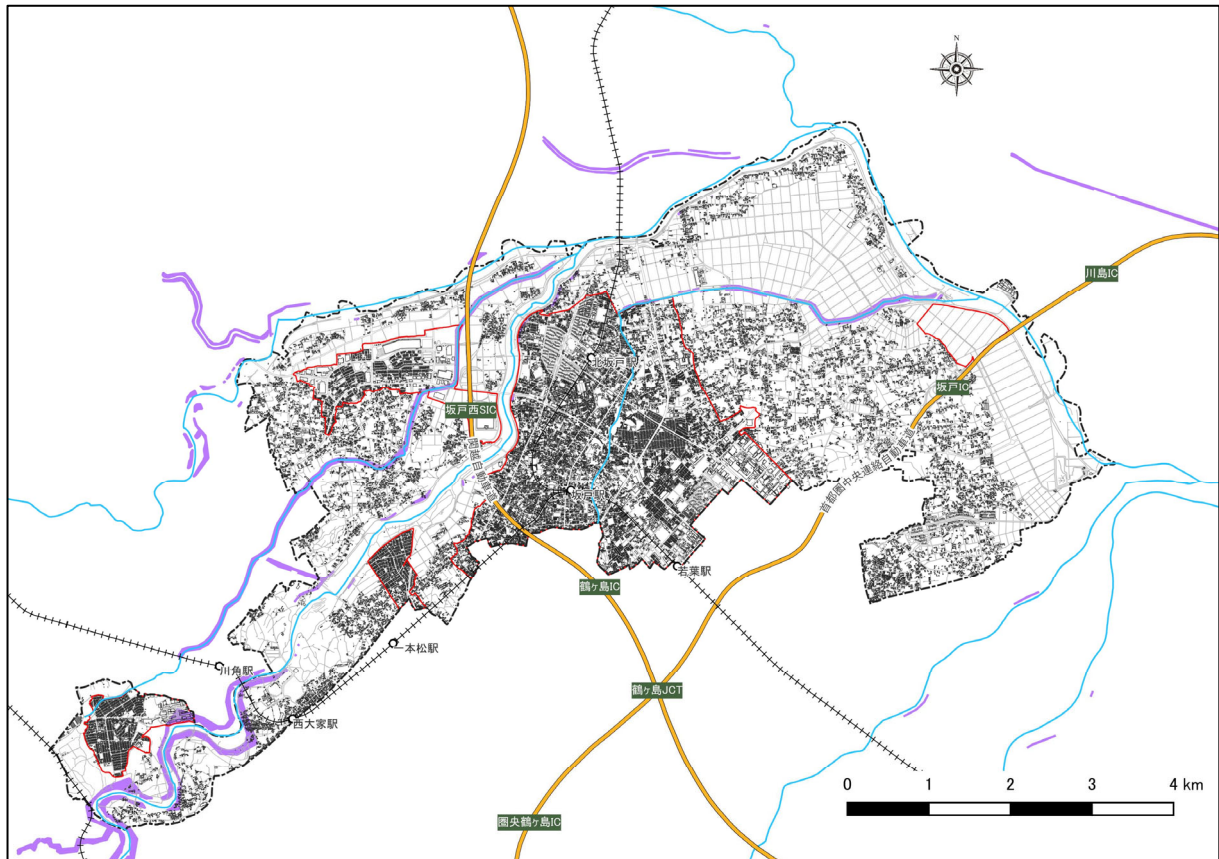
用語解説

⑪家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）×建物分布

河岸が侵食することで家屋の倒壊・流出のおそれがある、河岸侵食の区域内に 103 棟の建物が立地しています。

また、市街化区域内には 23 棟立地しており、片柳や伊豆の山町に立地しています。

【家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）と木造住宅分布の重ね図】



出典：洪水浸水想定区域図(荒川上流河川事務所)、
洪水浸水想定区域図(埼玉県県土整備部河川砂防課)、
基盤地図情報(基本項目)

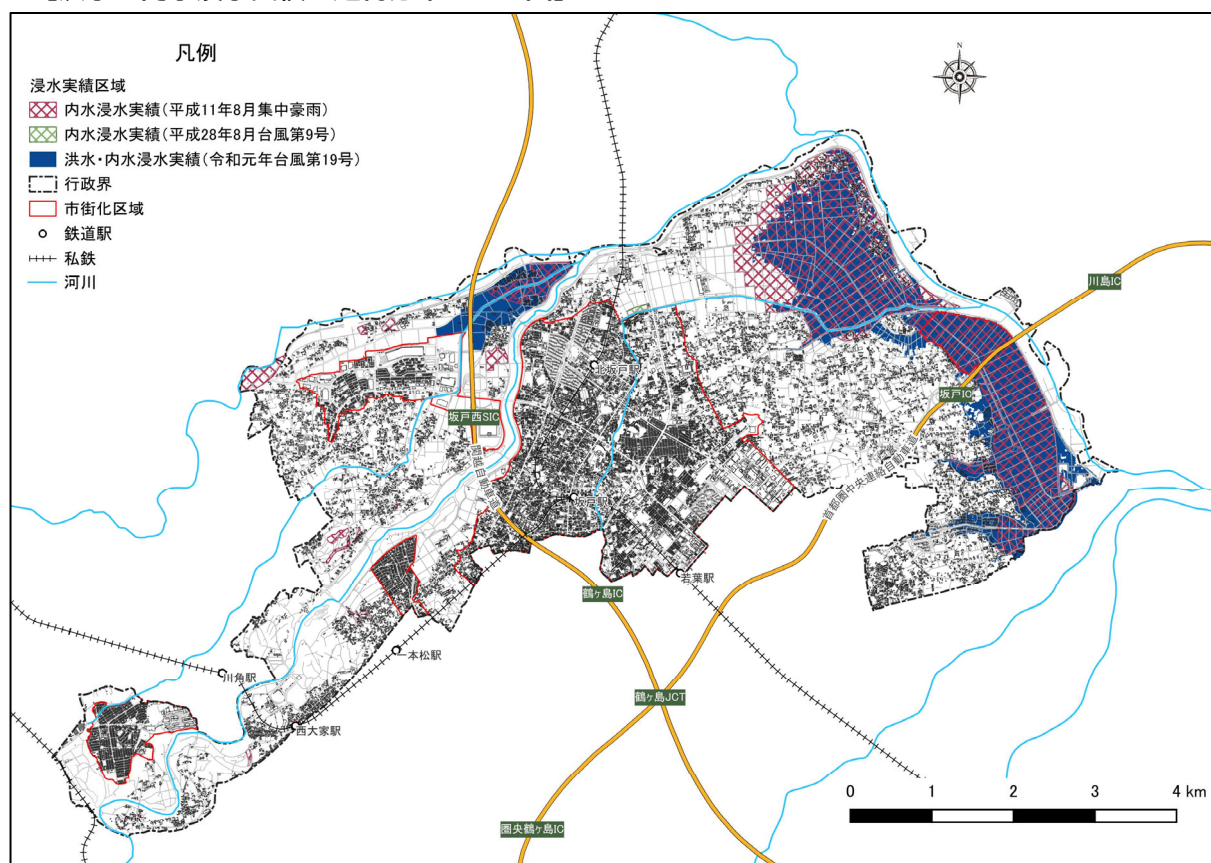
凡例	
	建築物
	家屋倒壊等氾濫想定区域
	河岸侵食
	行政界
	市街化区域
	鉄道駅
	私鉄
	河川

⑫洪水・内水浸水実績区域×建物分布

平成 11(1999)年 8 月に発生した集中豪雨による内水氾濫区域内には 357 棟の建物が立地しています。また、平成 28(2016)年 8 月に発生した台風第 9 号による内水氾濫区域には 72 棟、令和元(2019)年 10 月に発生した台風第 19 号による洪水・内水氾濫区域内には 318 棟の建物が立地しています。

平成 11(1999)年と令和元(2019)年の氾濫区域内における建物立地をみると、赤尾では氾濫区域内の建物立地が減っているものの、東和田や新ヶ谷では氾濫区域内の建物立地が増えています。

【洪水・内水浸水実績と建物分布の重ね図】



【平成 11 年 8 月集中豪雨(内水)】

熱帯低気圧がもたらした大雨により、「本川」の水位が「支川」の水位を超えたことによるバックウォーター現象が発生するなどしたことから、市内に大規模な内水被害をもたらしました。

浸水区域は、当時の現地調査記録をもとに記載していますが、実際の浸水区域と異なる可能性があります。

【平成 28 年 8 月台風第 9 号(内水)】

8 月 22 日に襲来した台風第 9 号は、短時間の大雨により、飯盛川の水位が急激に上昇し、溢れたことで、片柳地内において内水被害をもたらしました。

浸水区域は、当時の現地調査記録をもとに記載していますが、実際の浸水区域と異なる可能性があります。

【令和元年 10 月台風第 19 号(洪水・内水)】

気象庁が「令和元年東日本台風」と呼称を定めたこの台風は、大雨により越辺川右岸堤防（川越市平塚新田地先）が決壊し、大規模な洪水被害が発生したほか、飯盛川や葛川が溢れたことなどによる大規模な内水被害をもたらしました。

浸水区域は国土地理院作成「令和元年台風 19 号に伴う大雨による浸水推定段彩図」及び国土交通省荒川上流河川事務所実施の浸水痕跡調査をもとに記載したのですが、実際の浸水区域とは異なる可能性があります。

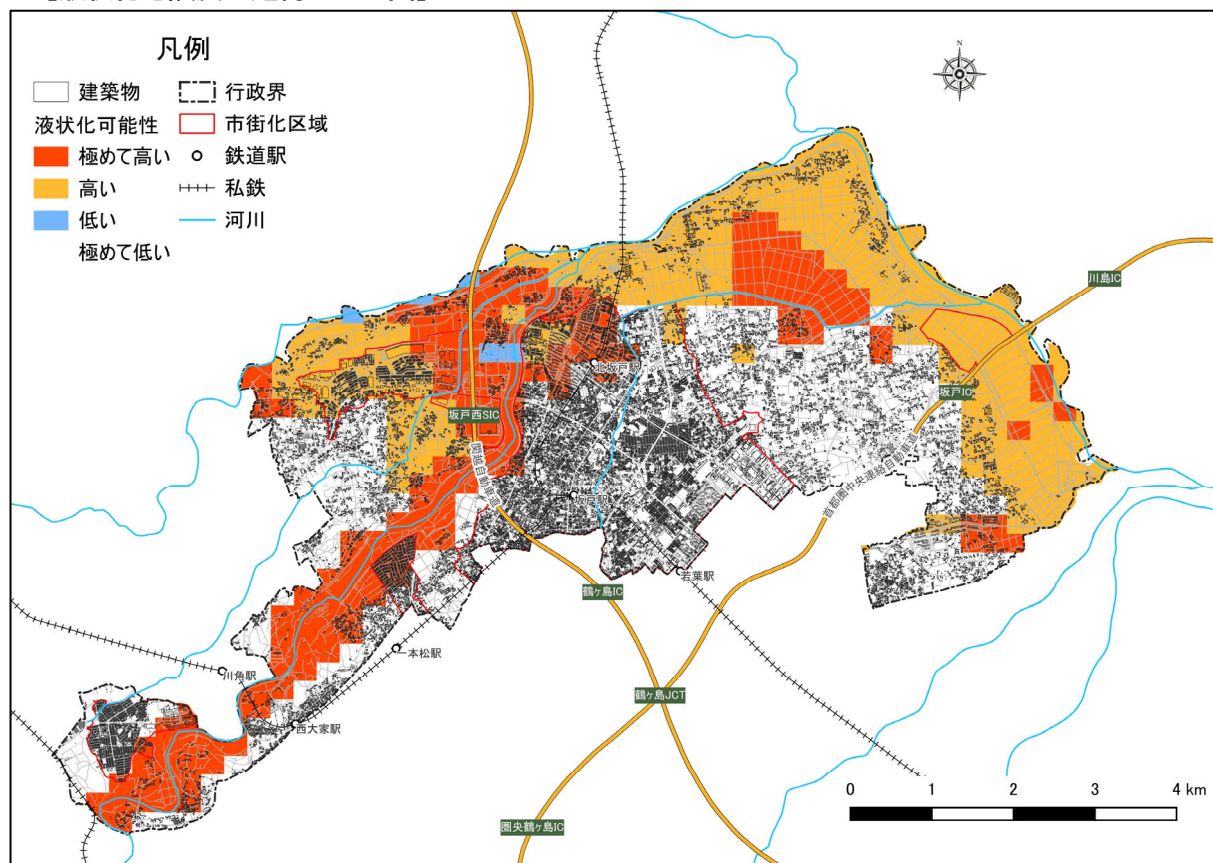
出典：坂戸市水害ハザードマップ(浸水実績区域・浸水継続時間)、基盤地図情報(基本項目)

⑬液状化×建物分布

液状化危険度分布と建物の関係をみると、液状化の危険性がある箇所（極めて高い、高い、低い）に 6,959 棟の建物が立地しています。建物の立地数は市街化区域で 4,243 棟、市街化調整区域で 2,716 棟となっています。

液状化危険度が極めて高いと想定される区域内には、3,830 棟の建物が立地しています。

【液状化危険度と建物の重ね図】

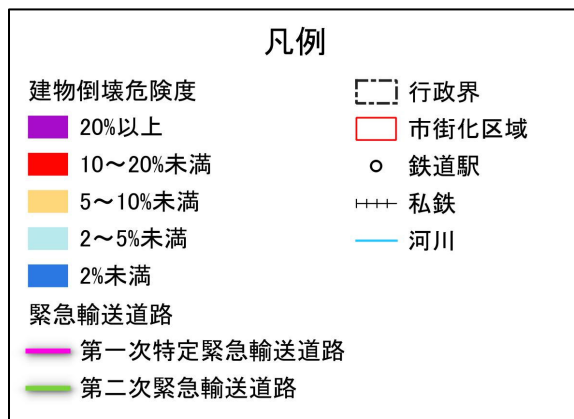
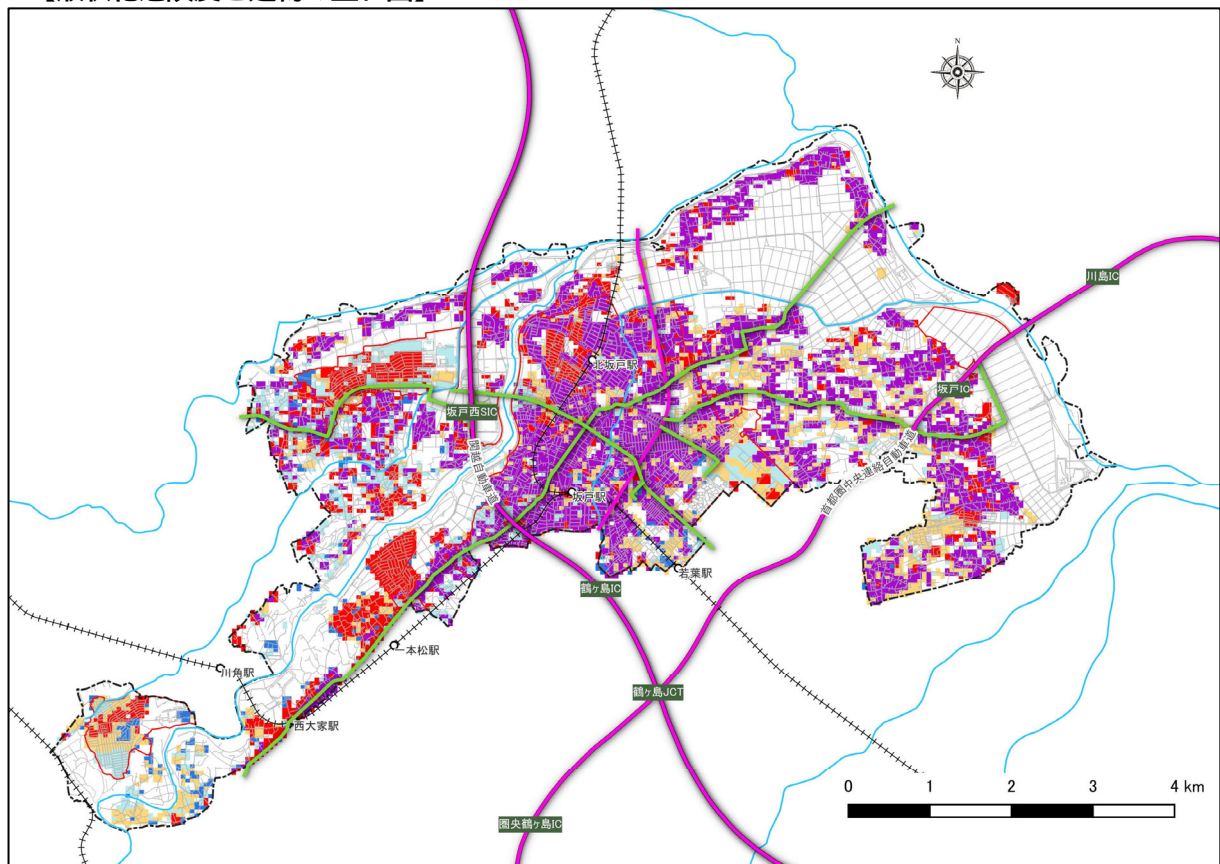


出典:坂戸市資料、基盤地図情報(基本項目)

⑭建物倒壊危険度×緊急輸送道路

建物倒壊危険度 20%以上の区域が広がる中心市街地において、緊急輸送道路に指定されている国道 407 号や片柳石井線等が存在します。

【液化化危険度と建物の重ね図】



出典：坂戸市資料、基盤地図情報(基本項目)

4. 地域ごとの防災上の課題

前項の分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため、地域ごとの防災上の課題を整理します。

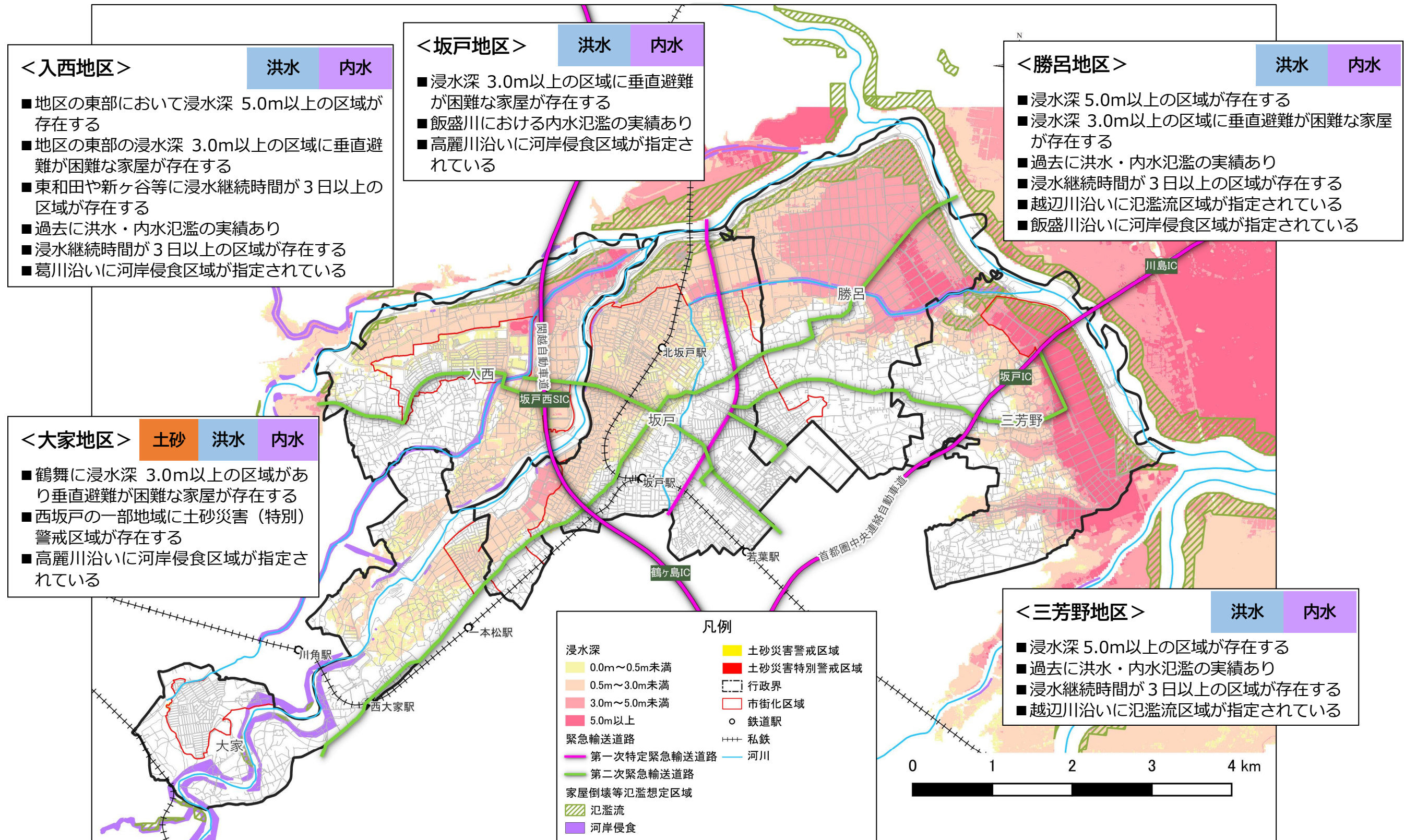
(1) 災害リスクごとに想定される防災上の課題

分類	防災上の課題
土砂	【土砂災害の可能性】(P102) ○一部の地域で指定されている、土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域では、区域内に住宅が立地しており、土砂災害が発生した場合、住宅ががけ崩れなどに巻き込まれる可能性があります。 ⇒土砂災害防止対策の推進や安全な区域への居住誘導が求められます。 【大規模盛土造成地の安全性調査の必要性】(P103) ○一部の地域では、大規模盛土造成地が存在します。大規模盛土造成地すべてが地震発生時に危険というわけではありませんが、地震発生時に地滑りの変動（滑動崩落）が発生する可能性があります。 ⇒市民に対する防災意識の向上や地質調査などによる安全性の調査、必要に応じて対策工事が求められます。
洪水	【自宅等での垂直避難・避難施設等への立退き避難】(P104～105、108～109) ○国管理河川である越辺川や高麗川、県管理河川である飯盛川沿い等に浸水想定区域が存在し、想定最大規模の降雨があった際には、自宅等での垂直避難が困難となることが想定される建物が多数あります。 ○河川の氾濫によって浸水した場合の浸水継続時間が3日以上になる地域が存在し、住宅の長期間の孤立が生じる危険性があります。 ⇒河川改修等による浸水深の低減対策のほか、避難所・避難場所も含めた高い建物へ迅速に立ち退き避難できる対策などが求められます。 【都市機能施設の機能低下】(P106, 110) ○浸水想定区域内に立地する高齢者福祉施設や医療施設は、被災した場合のリスクが大きく、洪水被害により一定期間機能が低下する可能性があります。 ⇒河川改修等による浸水深の低減対策のほか、避難誘導體制の強化など、ハード・ソフト両方の対策を組み合わせた対策が求められます。

分類	防災上の課題
洪水	【緊急輸送道路の浸水対策】(P107) ○洪水により、緊急輸送道路に指定されている国道407号や上伊草坂戸線、片柳石井線等の一部では、自動車の通行の支障や道路途絶が懸念される浸水深0.3m以上の区域があります。 ⇒緊急輸送道路での災害対策による物資輸送ルートの確保が求められます。 【家屋倒壊等氾濫想定区域の存在】(P111～112) ○高麗川や葛川、飯盛川等の河川沿いに家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）が想定されており、特に建物の倒壊・流出の危険性を有しています。 ○越辺川や高麗川沿いには家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）も想定され、氾濫流により倒壊する可能性のある木造住宅も多く立地しています。 ⇒河川の護岸整備や安全な区域への居住誘導のほか、立ち退き避難の避難行動を促す情報発信の強化が求められます。
内水	【都市型水害への対策強化】(P113) ○局地的な豪雨が発生した場合などに内水氾濫の危険性があり、家屋の床上浸水や都市施設の機能低下などの被害が発生する可能性があります。 ⇒内水氾濫対策の推進とともに、避難所・避難体制の整備や農地・緑地などの保水・遊水機能を活用したグリーンインフラの整備が求められます。
地震	【地震発生時に被害のおそれのあるエリアの存在】(P114～115) ○木造住宅がまとまって存在し、地震発生時に建物倒壊の危険性が高いエリアが存在しています。 ⇒地震時の被害拡大を防止するための建物の耐震化や不燃化、避難経路や緊急車両の進入経路の確保、延焼遮断機能や防災機能を持つオープンスペースの確保が求められます。

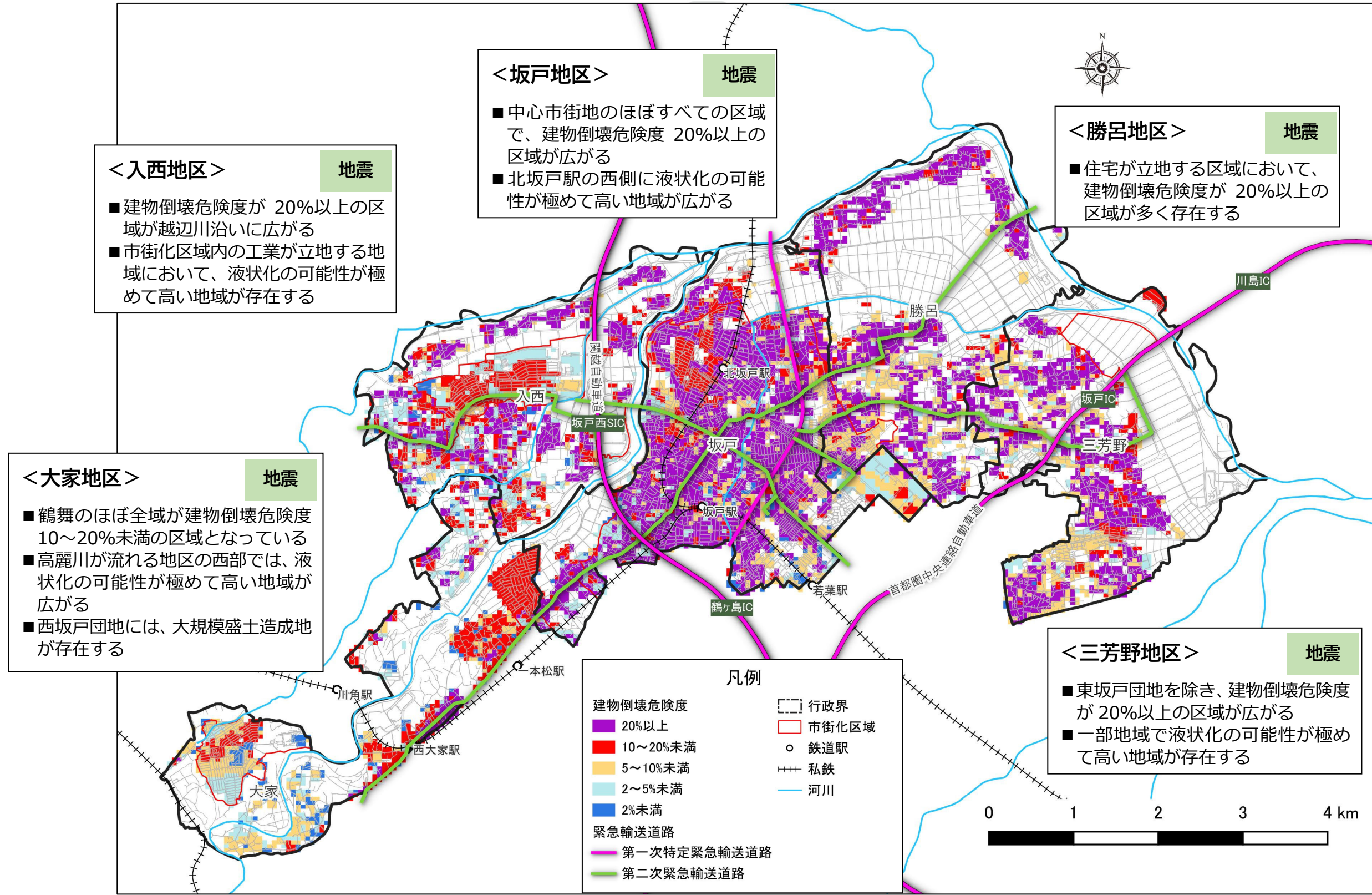
(2) 地域ごとの主な災害リスクと防災上の課題（土砂災害・水害）

想定される主な災害リスクと防災上の課題は次のとおりです。



(3) 地域ごとの主な災害リスクと防災上の課題（地震災害）

想定される主な災害リスクと防災上の課題は次のとおりです。



5. 防災まちづくりの将来像、取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

「第3章 立地の適正化に関する基本的な方針」では、まちづくりの方針（ターゲット）として、【①良好な住環境等の活用と創出による若年・子育て世代の定住促進】を掲げ、住民が安心・安全・健康的に住み続けられるように、災害時の安全性や健康増進等を考慮した住環境の形成を図るものとしています。

そのため、防災指針においては、まちづくりの方針（ターゲット）①を防災まちづくりの将来像とし、ハード・ソフト両面から防災まちづくりを推進していきます。

【防災まちづくりの将来像】

①良好な住環境等の活用と創出による若年・子育て世代の定住促進

- 道路及び下水道等の良好な都市基盤が整った面的な市街地については、既存ストックを有効に活用する観点から、良好な環境を有する住宅地として活用していく。
- 北坂戸・西坂戸・鶴舞等の良好な都市基盤を有する住宅団地の再生や、空き家や低未利用地等を有効活用することで、若年・子育て世代の定住促進を図る。
- 居住地については、住民が安心・安全・健康的に住み続けられるように、災害時の安全性や健康増進等を考慮した住環境を形成する。
- 地域の魅力を市内外へ積極的に情報発信し、働く場所の確保に努め、市内への求心力を高める。
- 公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、公共施設等マネジメント計画を推進し、公共サービスの維持・向上を図る。

(2) 取組方針設定の考え方

居住誘導区域の区域設定の考え方や防災まちづくりの将来像を踏まえるとともに、地区ごとの課題を踏まえた防災・減災に対する取組方針の設定の考え方は次のとおりです。

分類	土砂		洪水		内水	地震		
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水想定区域 (想定最大規模・計画規模) 浸水深	洪水・内水浸水実績区域	大規模盛土造成地	液状化可能性	建物倒壊危険度
国の考え	■都市再編特別措置法により、居住誘導区域に含まないこととされている区域		■それぞれの区域の災害リスクに基づく、ハード・ソフト対策の状況を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域 ■居住誘導区域に含める場合は、防災指針において災害リスクを踏まえた防災・減災に資する対策を明らかにすることが必要					

居住誘導区域に「含めない」

分類	土砂		洪水
	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	家屋倒壊等氾濫想定区域
本市の居住誘導区域の設定箇所	【土砂】 ⇒土砂災害は、突発的な発生が想定され、避難行動の時間的猶予が短い災害のため、土砂災害特別警戒区域と、土砂災害警戒区域は居住誘導区域に含めない。 【洪水】 ⇒家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水が起こった際に家屋の倒壊・流出のおそれがあるため、居住誘導区域に含めない。		
方向性	「災害リスクの回避」 の視点で取組方針を整理		

居住誘導区域に「含める」

洪水	内水	地震		
(想定最大規模・計画規模) 浸水想定区域 浸水深	洪水・内水浸水実績区域	大規模盛土造成地	液状化可能性	建物倒壊危険度
災害リスクを低減しつつ、 居住誘導区域に「含める」				
「災害リスクの低減」 の視点で取組方針を整理				

(3) 防災まちづくりの取組方針

土砂・洪水・内水・地震の各種災害ハザードにおける取組方針及び、各種災害の共通の取組方針は以下のとおりとします。

分類	取組方針
土砂	■土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域は、居住誘導区域から除外し、届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避するとともに、土砂災害防止のための安全対策を推進します。
洪水	■家屋倒壊等氾濫想定区域を居住誘導区域から除外し、届出制度に基づく居住の立地誘導によりリスクを回避します。 ■河川の洪水により浸水が想定される区域は、河川改修や調節池などのハード整備等により洪水被害の低減を図ります。
内水	■下水道の整備や貯留機能の保全等の治水対策を推進し、内水被害の低減を図ります。
地震	■建物の耐震化・不燃化の促進、道路の整備、オープンスペースの確保などにより安全性を向上します。
各種災害共通	■災害リスクの周知を図るとともに、市民の防災意識の啓発を推進します。 ■災害時に安全に避難できる環境・体制を充実させます。

6. 具体的な取組

防災上の課題を踏まえて整理した防災まちづくりの将来像の達成や取組方針を推進するため、具体的な取組内容を整理します。各取組は「坂戸市国土強靱化地域計画」や「坂戸市地域防災計画」などの計画と連携しながら、個別の実施計画などにおいて具体化を図ります。

※「取組内容」において既存計画をもとにしたものは、引用した計画が分かるよう、【強靱】【都市】【総合】【地域】と記載しています。それぞれ対応する計画は以下のとおりです。

【強靱】：坂戸市国土強靱化地域計画 【都市】：坂戸市都市計画マスタープラン

【総合】：坂戸市総合計画 基本構想・前期基本計画 【地域】：坂戸市地域防災計画

また、記載のない取組施策については、これら4つの計画には記載していない既存の取り組みや新規の取り組みとなります。

【具体的な取組】

視点	方向性	分類				取組内容	実施主体 関係者				実施時期		
		土砂	洪水	内水	地震		国	埼玉県	坂戸市	市民等	短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）
リスク回避	規制誘導	●	●			①立地適正化計画制度に基づく 安全性の高いエリアへの居住誘導							
						◆居住誘導区域外（土砂災害（特別）警戒区域など）における立地適正化計画の届出制度に基づく安全性の高いエリアへの居住誘導			●	●	→		
リスク低減（ハード対策）	建物対策					②建築物の災害対策							
						◆坂戸市建築物耐震改修促進計画に基づく計画的な耐震化【強靱】	●	●	●	●	→		
		●	●	●	●	◆公共施設の耐震化、水害対策の推進【強靱】【地域】			●		→		
						◆民間施設の耐震化、水害対策の促進【強靱】【地域】			●	●	→		
						◆耐震診断や耐震改修などに対する支援による住宅の耐震化促進【強靱】			●	●	→		
	確認調査	●				③大規模盛土造成地の調査							
						◆大規模盛土造成地の調査を行うとともに、必要に応じ滑動崩落防止対策の実施【強靱】			●		→		

視点	方向性	分類				取組内容	実施主体 関係者				実施時期		
		土砂	洪水	内水	地震		国	埼玉県	坂戸市	市民等	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク低減(ハード対策)	治水対策					④河川施設・内水施設の整備							
						◆国や県が管理する河川の排水施設の整備、河川改修の実施要請【強靱】【地域】	●	●					
						◆谷治川の河川改修【強靱】【総合】			●				
						◆大谷川雨水ポンプ場の老朽化対策の実施【強靱】			※1 ●				
						◆雨水幹線の整備推進【強靱】			※1 ●				
						◆河川施設の整備【強靱】【都市】			●				
						◆かんがい施設の整備や水路管理の実施【強靱】			●	●			
						◆下水道施設の老朽化対策及び、耐震化・耐水化の実施【強靱】			●				
	流域治水					⑤入間川流域緊急治水対策プロジェクトの推進	●	●	●				
						◆荒川水系の流域自治体などが連携した河道掘削などの流域治水の促進							
	雨水流出抑制					⑥貯留・保水機能等の整備							
						◆調整池や貯水施設、公共下水道の整備、浸透ますや透水性舗装、雨水浸透施設の普及促進【都市】	●	●	●	●			
						◆グリーンインフラ活用の視点から、雨水浸透機能を有する農地やみどりの保全・創出【総合】【都市】			●	●			
	防災対策					⑦消防機能の確保			※2 ●				
						◆消防水利を確保するため、耐震性貯水槽の整備の推進【強靱】			●				
						◆消火栓や防火水槽等の整備推進【地域】			※2 ●				

※1 実施主体：坂戸、鶴ヶ島下水道組合

※2 実施主体：坂戸・鶴ヶ島消防組合

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

防災指針

第7章

第8章

用語解説

視点	方向性	分類				取組内容	実施主体 関係者				実施時期		
		土砂	洪水	内水	地震		国	埼玉県	坂戸市	市民等	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク低減(ハード対策)	市街地整備				●	⑧都市整備の推進 ◆土地区画整理事業の推進を通じた防災性の向上【強靱】			●		→		
					●	◆狭あい道路や防災上危険のある生活道路の整備・改善【都市】			●		→		
					●	◆橋りょうの耐震補強や経年劣化した道路の計画的な修繕【強靱】【総合】【都市】			●		→		
	延焼遮断				●	⑨延焼遮断帯の整備・保全 ◆延焼遮断帯の形成に資する都市計画道路の整備促進【都市】	●	●	●		→		
					●	◆延焼防止効果の大きいまとまりのある緑地や公園の確保、火災に強い常緑樹による市街地の延焼防止機能の充実【地域】【都市】			●	●	→		
	避難対策	●	●	●	●	⑩避難路・避難場所の確保・対策 ◆避難場所として想定している公園やオープンスペースの維持管理及び防災機能の向上【強靱】【地域】			●		→		
					●	◆災害時に使用する公共施設における非常用電源、自家用発電設備の整備【強靱】【地域】			●		→		
					●	◆避難所に指定されている小・中学校の耐震化の推進【都市】			●		→		
					●	◆災害時の避難路や輸送路を見据えた道路整備や道路啓開体制の強化、多重的な道路網の整備等の推進【強靱】			●		→		
					●	◆市内で避難が困難な場合、県と広域避難・広域一時滞在の協議を実施【地域】		●	●		→		
					●	◆ペット同行避難に係るルール周知啓発及び、必要な資機材の確保【強靱】			●	●	→		
					●	◆事業者との協定等の締結による、帰宅困難者の一時滞在施設の確保【強靱】【地域】			●	●	→		
	ライフライン確保	●	●	●	●	⑪ライフラインの災害対応力強化 ◆太陽光発電システム、家庭用燃料電池、蓄電池等の設置補助による設置の促進【強靱】【都市】			●	●	→		
					●	◆発災時におけるライフラインの維持・確保や早期復旧を図るためガス、上下水、電気、通信などの関係機関との災害対応や連携強化【地域】			●	●	→		

視点	方向性	分類				取組内容	実施主体 関係者				実施時期		
		土砂	洪水	内水	地震		国	埼玉県	坂戸市	市民等	短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスクの低減(ソフト対策)	防災体制	●	●	●	●	⑫防災体制の強化・活動支援							
						◆自主防災組織の活動に対する支援、自主防災組織の結成の推進【強靱】【地域】【総合】【都市】			●	●	→		
						◆国や県、周辺自治体、民間事業者などとの連携強化【強靱】【地域】【都市】	●	●	●	●	→		
						◆消防相互応援協定に基づく、広域応援体制の充実強化【強靱】	●	●	●	●	→		
						◆避難行動要支援者への避難・誘導体制の強化【強靱】			●	●	→		
						◆職員への研修・訓練等による災害対応能力の向上や職員行動・業務継続計画の適宜見直し【強靱】			●		→		
	意識啓発	●	●	●	●	⑬防災意識の向上							
						◆消防団への装備品の支援や訓練・研修の実施【強靱】			●		→		
						◆防災意識の向上に資する、防災マップやマイ・タイムラインの普及促進【強靱】【地域】【総合】			●	●	→		
	規制誘導	●	●	●	●	⑭建築物の不燃化促進							
						◆防火・準防火地域の指定による不燃化の促進【強靱】【地域】【都市】			●		→		
		●	●	●	●	⑮防災性の高い住環境整備							
						◆ブロック塀等の倒壊危険物の撤去等の推進【強靱】【地域】【総合】		●	●	●	→		
	情報発信	●	●	●	●	◆空き家バンク事業の実施による、空き家発生抑制【強靱】			●	●	→		
						⑯多様な媒体による情報発信							
						◆防災行政無線、防災アプリ、さかろんメール、ホームページなどの多様な媒体や他言語による情報発信【強靱】【地域】	●	●	●	●	→		
	事前準備	●	●	●	●	⑰復興まちづくりの事前準備							
						◆地区の実態に応じた地区防災計画の作成【地域】			●	●	→		
						◆地籍調査の実施による境界及び地籍の明確化【強靱】			●		→		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

防災指針

第7章

第8章

用語解説

7. 目標値の検討

防災上の対応方針の実現に向けて計画的に対策の進捗を図るための目標値を以下のように設定します。

【防災指針に基づく目標値】

指標	現状値	目標値
自主防災組織結成率	88.3% 令和 5(2023)年度	100% 令和 19(2037)年度
坂戸市防災アプリの登録者数	5,579 人 令和 5(2023)年度	10,000 人 令和 15(2033)年度